

山 口 市
コンパクト・プラス・ネットワークの
まちづくり計画
【 概 要 版 】

平成31年4月



1 目的と位置づけ

1. 1 立地適正化計画制度の概要

急激な人口減少、高齢化が進む中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活利便施設等にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めていくことが重要となります。

こうした中、平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部が改正され、市町村は、住宅や医療、福祉、商業施設等の都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画である、「立地適正化計画」を作成することができることとなりました。

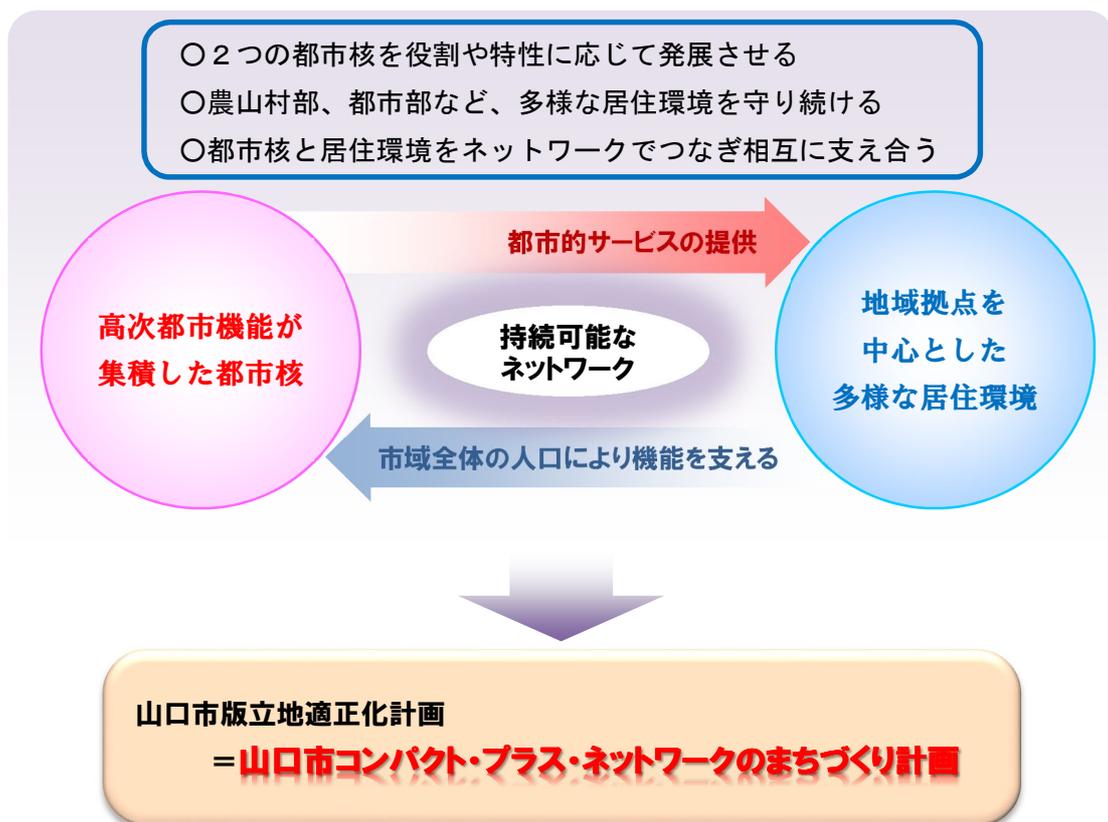
この計画では、都市の居住を誘導すべき区域(居住誘導区域)、都市機能増進施設を誘導すべき区域(都市機能誘導区域)及び誘導すべき施設(誘導施設)等を記載することとされています。

1. 2 計画策定の目的

人口減少、少子高齢化時代に、本市が将来にわたり求心力のある県都として活力を持ち続けるためには、山口都市核と小郡都市核が役割や特性に応じて発展することや、農山村部や都市部などの多様な居住環境を守り続けること、更に、高次都市機能が集積した都市核と地域拠点を中心とした多様な居住環境を持続可能なネットワークによりつなぎ、相互に支え合うことが重要です。

このような考え方から、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画として「山口市コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり計画」を策定します。

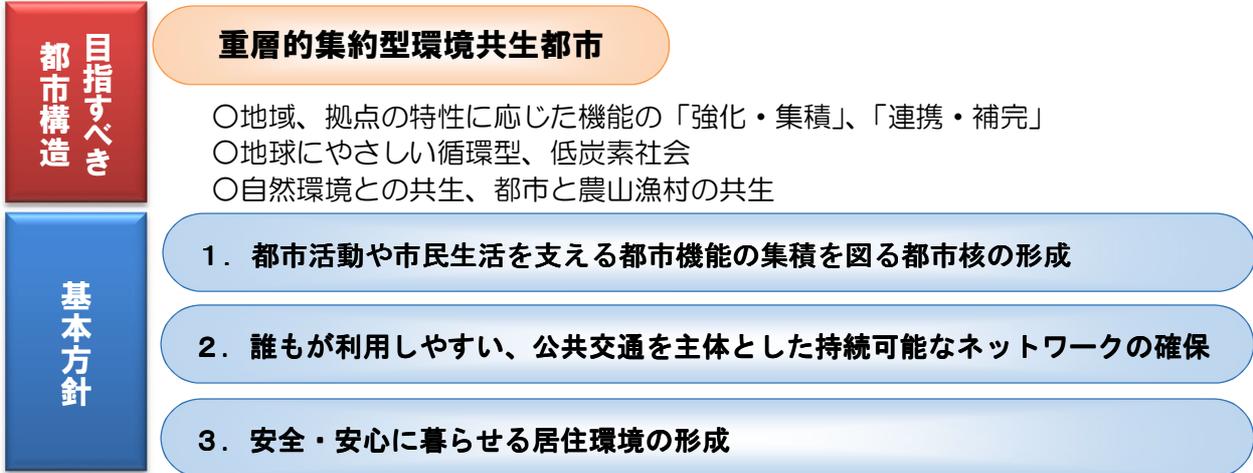
本計画は、国勢調査の行われる平成52年(2040年)までを計画期間とし、社会・経済情勢の変化に応じて、概ね5年ごとに見直すこととします。



2 計画に関する基本的な方針

2.1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに関する基本的な方針

本市の都市計画マスタープランで示す、重層的集約型環境共生都市の実現を図るため、本計画に関する基本的な方針を以下のとおり設定します。



この基本方針の下、自家用車と公共交通が共存したままとまりのある都市構造への転換を図ります。

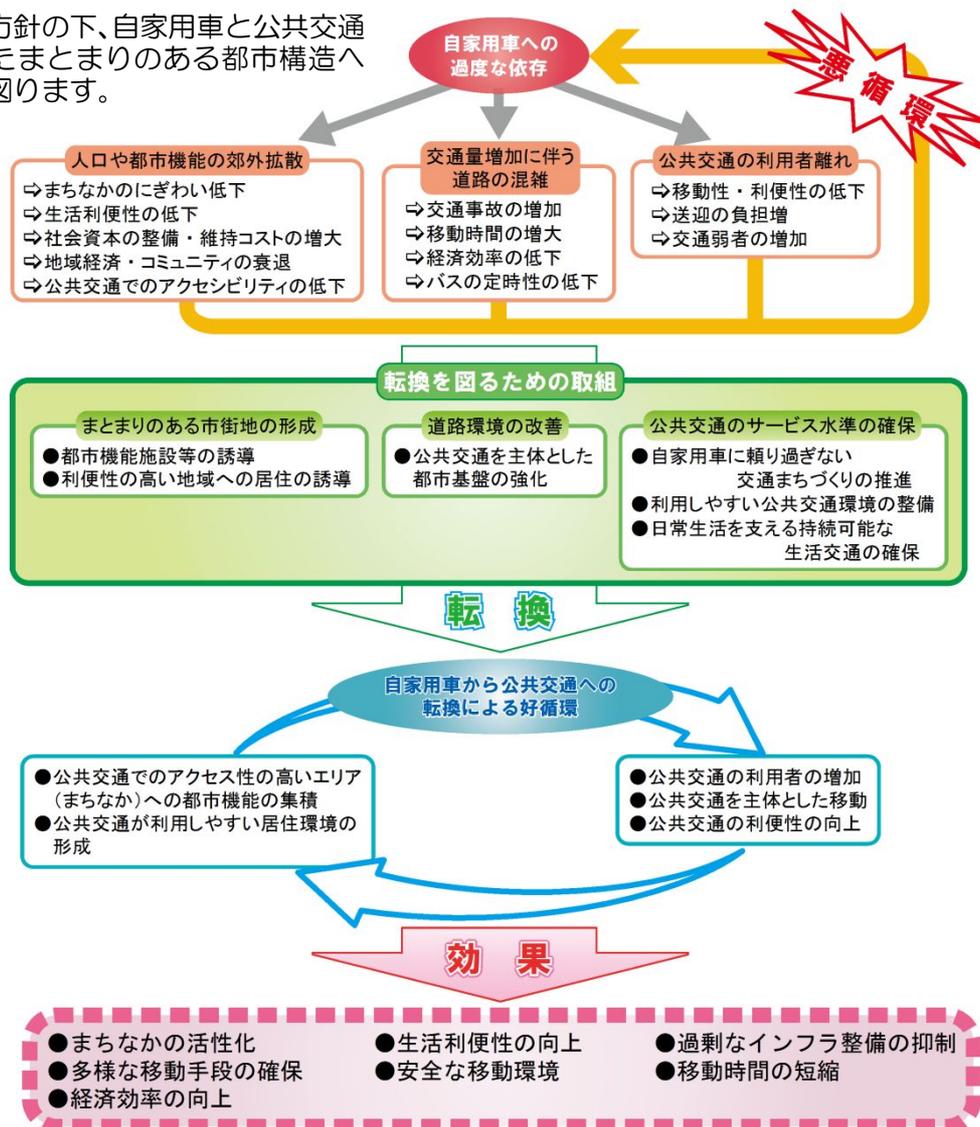


図 自家用車から公共交通への転換による好循環の概念図

3 都市機能誘導エリアに関する考え方

3. 1 高次な都市機能の誘導を図る区域の設定（都市機能誘導エリア）

第二次山口市総合計画で示す「都市拠点」の考え方を踏まえ、山口都市核及び小郡都市核を中心としたエリアに「山口都市機能誘導エリア」、「小郡都市機能誘導エリア」を設定します。

●都市拠点（山口都市核・小郡都市核）

県央部等における経済成長をけん引し、生活関連機能サービスを向上することが可能となる高次の都市機能の集積・強化を図ります。

●地域拠点

（21の地域交流センターを中心とした拠点）

地域交流センターを中心に、市内21地域ごとの地域づくり機能や交流機能の中心的な役割を担い、地域の特性と役割分担に応じて、一定の都市機能の維持・集積や、周辺的生活拠点を支える機能の集積を図っていきます。

●生活拠点

地域交流センター分館等を中心に、集落内外とのネットワークのもとで、実情に応じて、日常生活に必要な機能を複合的に組み合わせ、小規模分散型の居住地域の暮らしを守る役割を担っていきます。

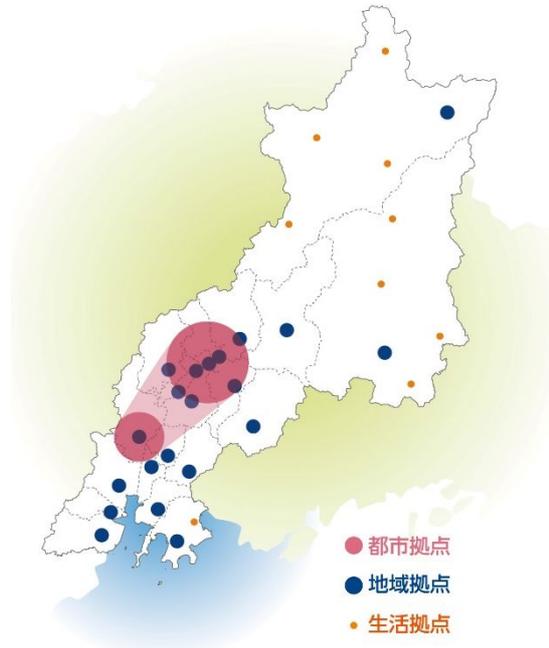
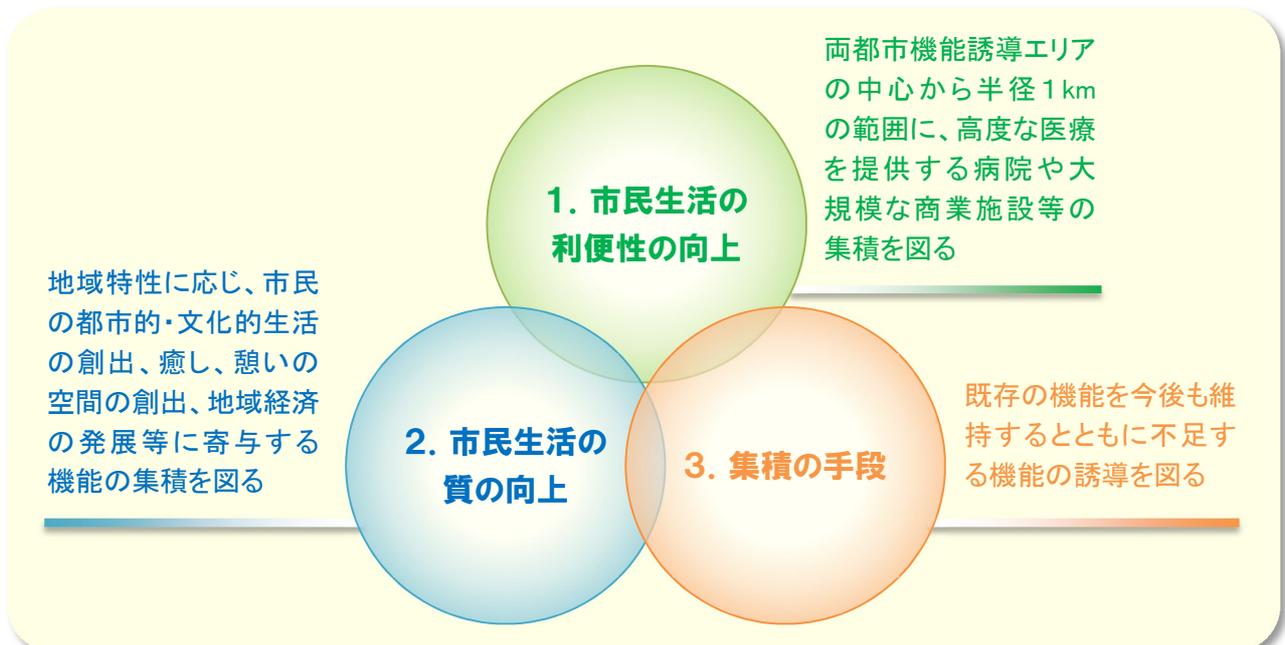


図 本市の拠点

※出典：第二次山口市総合計画

3. 2 集積すべき機能についての考え方

山口都市核及び小郡都市核を中心としたエリア（以下、「山口都市機能誘導エリア」、「小郡都市機能誘導エリア」といいます。）では、市内全域から利用される区域として、「市民生活の利便性の向上」、「市民生活の質の向上」に向けて既存の機能を維持するとともに不足する機能を誘導し、高次都市機能の集積を図ります。



4 山口都市機能誘導エリア（都市機能誘導区域）

4. 1 山口都市機能誘導エリア

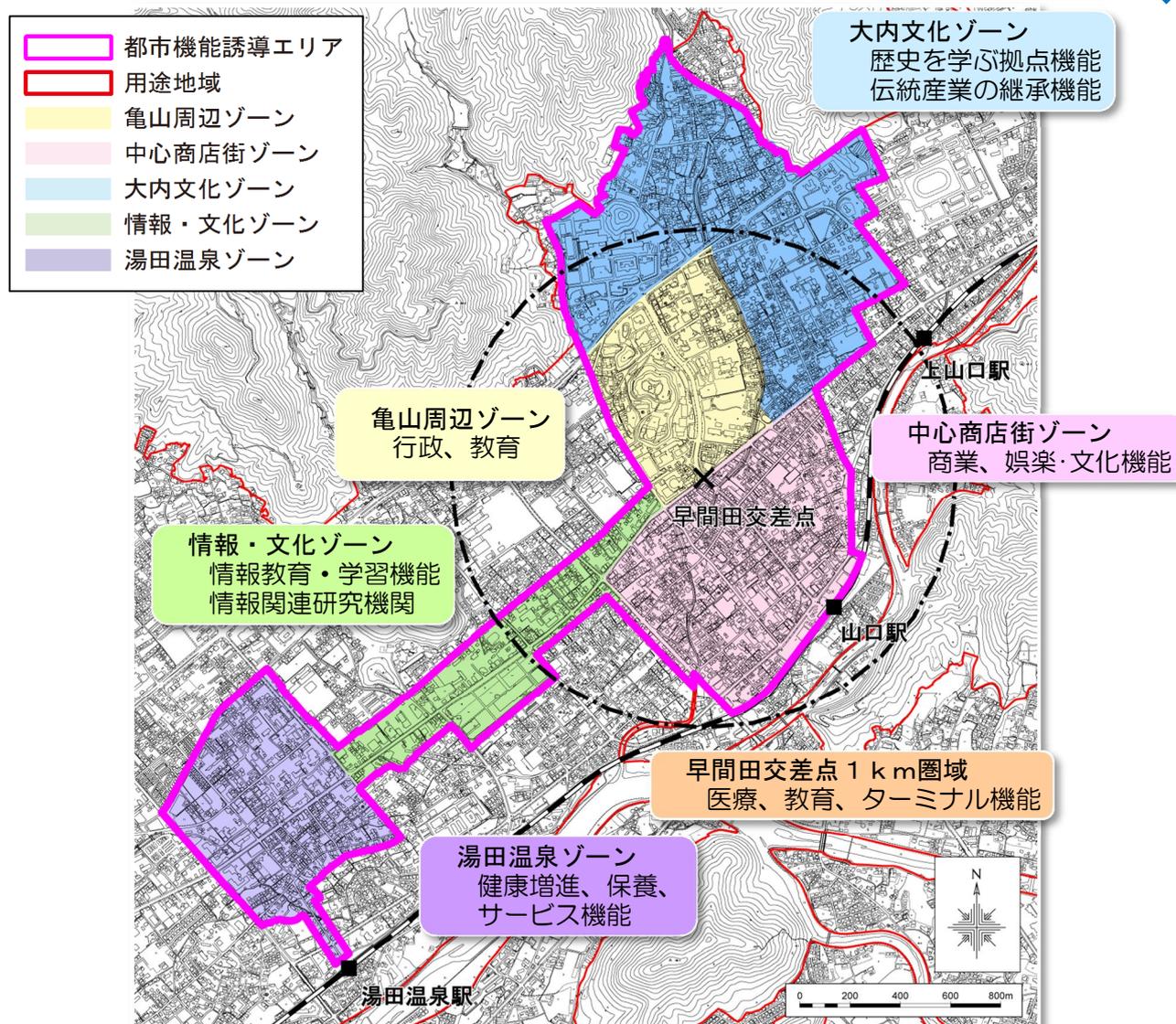


図 山口都市機能誘導エリアと早間田交差点 1 km 圏

4. 2 山口都市機能誘導エリアに集積すべき機能

	分野	集積すべき施設
早間田交差点1km圏域	医療	地域医療支援病院、二次救急病院、血液センター
	教育	専修学校・各種学校、高等学校
	交通	バスターミナル
亀山周辺ゾーン	教育文化	市民会館、図書館、博物館、美術館
	行政	国の出先機関、県庁及び県関連施設、市役所及び基幹的な役割を担う市関連施設
中心商店街ゾーン	商業	床面積 3,000m ² を超える商業施設、小売店、飲食店
	産業	オフィス等
	娯楽・文化	劇場、映画館等
大内文化ゾーン	文化	歴史を学ぶ拠点施設、伝統産業及び伝統産業継承施設
情報文化ゾーン	情報文化	情報教育・学習施設、情報関連研究施設、情報文化施設、情報関連事業所
湯田温泉ゾーン	健康増進	温泉を活用した健康増進・保養施設
	商業	料飲店

5 小郡都市機能誘導エリア（都市機能誘導区域）

5. 1 小郡都市機能誘導エリア

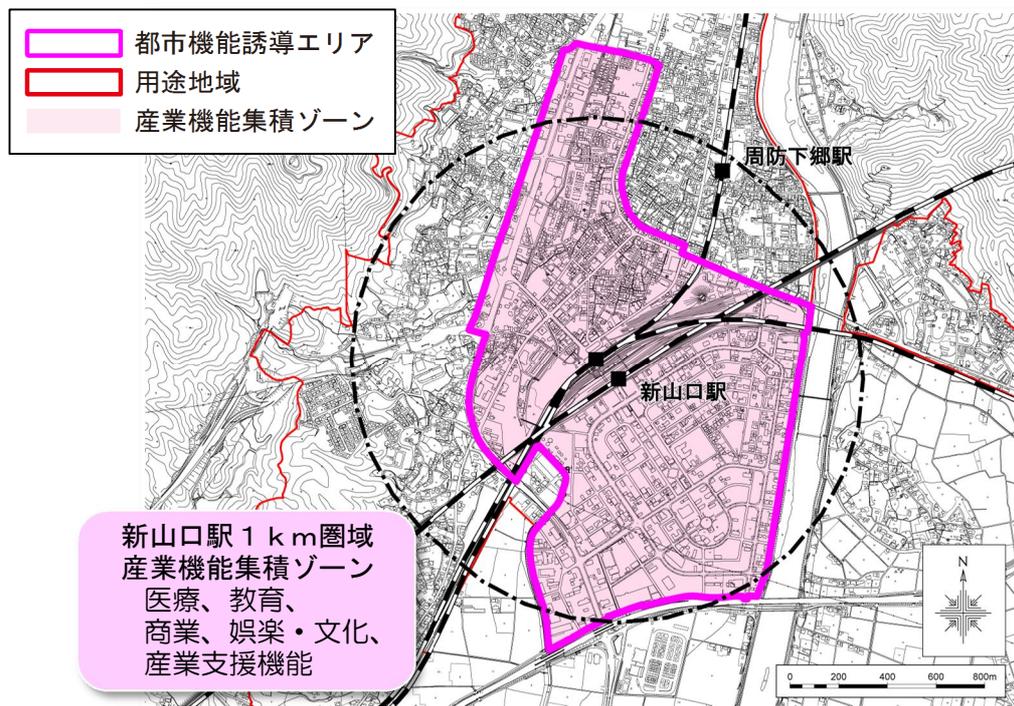


図 小郡都市機能誘導エリアと新山口駅 1 km 圏

5. 2 小郡都市機能誘導エリアに集積すべき機能

	分野	集積すべき施設
新山口駅から半径1km圏域 産業機能集積ゾーン	医療	地域医療支援病院、二次救急病院
	教育	専修学校・各種学校、高等学校
	商業	床面積 3,000m ² を超える商業施設、小売店、飲食店
	産業	産業支援拠点施設、オフィス等
	娯楽・文化	劇場、映画館等
	交通	バスターミナル

6 都市的居住環境エリア

6.1 都市的居住環境エリアの考え方

土地利用からみた居住環境の考え方を踏まえ、都市的な土地利用を図るエリアを「都市的居住環境エリア」として位置付けます。都市的居住環境エリアでは、様々な土地活用があるため、都市計画的な手法と同様に明確なエリアを定め、秩序ある土地利用を促進し、良好な居住環境の形成を図ります。

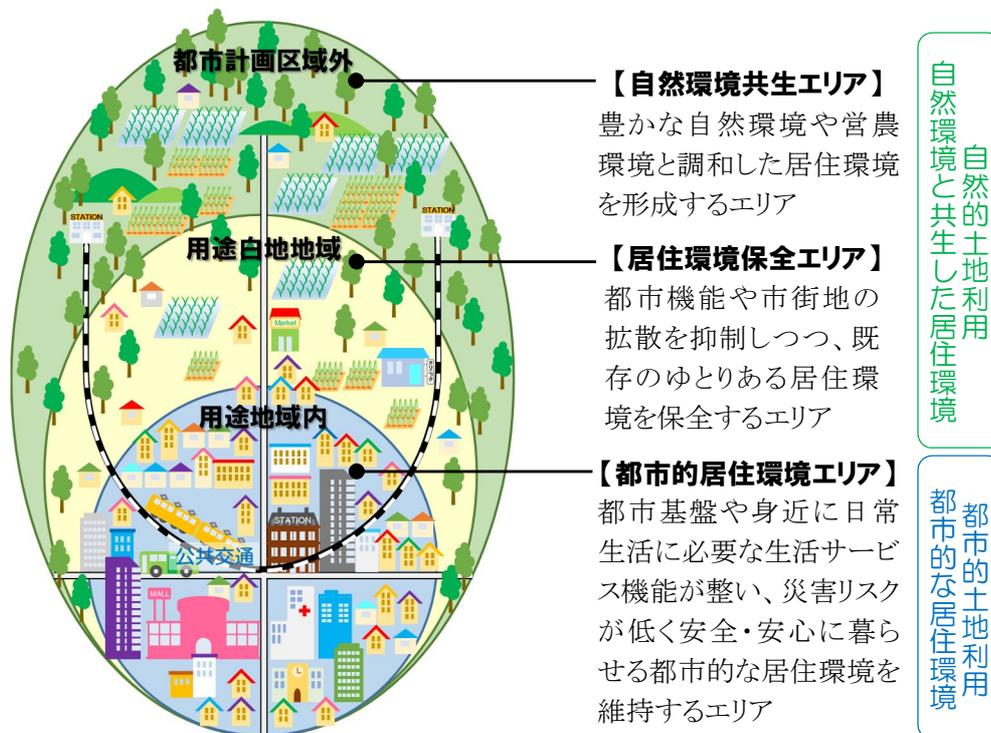


図 居住環境エリア別の暮らしのイメージ

6.2 都市的居住環境エリア

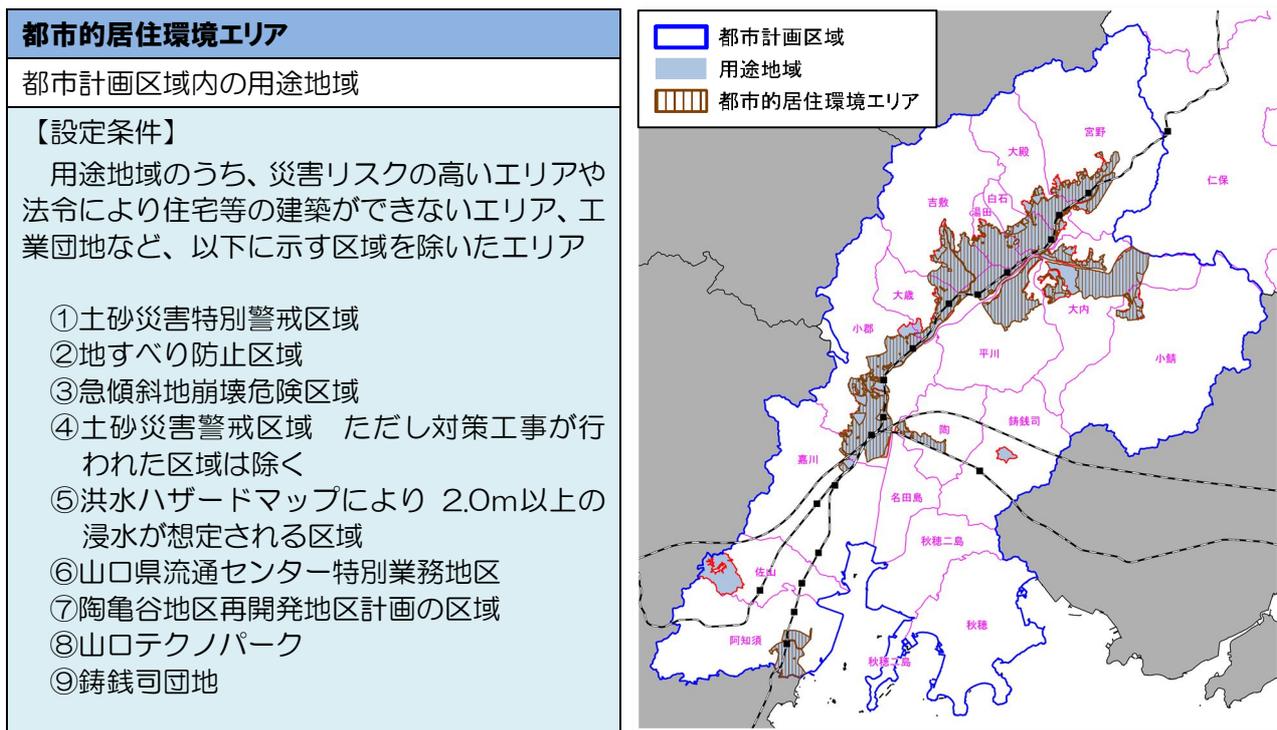


図 都市的居住環境エリア

7 基幹ネットワーク沿線居住エリア（居住誘導区域）

7.1 基幹ネットワーク沿線居住エリアの考え方

「都市的居住環境エリア」の中でも、地域拠点を結び、鉄道や国道・県道を走る主要な公共交通を主体とした「基幹ネットワーク」の沿線を、特に人口が集積した居住環境として、「基幹ネットワーク沿線居住エリア」を設定します。



図 都市核と地域拠点を結ぶ基幹ネットワーク

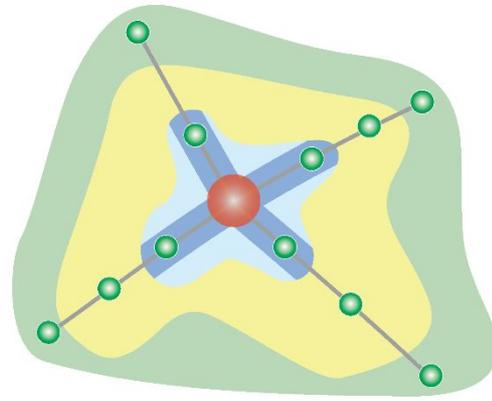


図 基幹ネットワーク沿線居住エリアの概念図

7.2 基幹ネットワーク沿線居住エリア

基幹ネットワーク沿線居住エリア(法定区域)

都市的居住環境エリアのうち、都市的土地利用が進み、徒歩で基幹ネットワークへアクセスできる以下の条件を満たすエリア

【設定条件】

- ① 都市的土地利用が進んでいるエリア
- ② 都市機能誘導エリアと地域拠点を結び主要なバス路線となる幹線道路から 500m の範囲、又は、一日の停車便数が片側 30 便以上の鉄道駅から半径 1km の範囲。(河川等で分断されているエリアを除く。)
- ③ ②のバス停との高低差が 24m 未満、②の鉄道駅との高低差が 48m 未満となる範囲

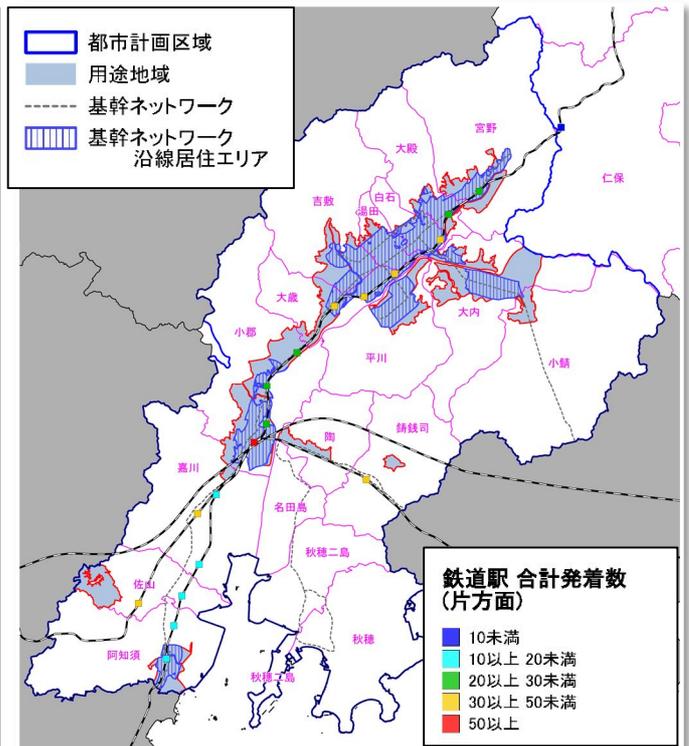


図 基幹ネットワーク沿線居住エリア

8 誘導施策及び目標値の設定

8. 1 誘導施策及び目標値の設定

3つの基本的な方針に示すまちづくりを進めるための、誘導施策及び指標は次の通りです。

基本方針1. 都市活動や市民生活を支える都市機能の集積を図る都市核の形成

都市
機能

施策1-1 民間事業者に対する支援

都市機能誘導エリアの各ゾーン特性に応じて設定した誘導施設の整備を行う民間事業者に対して、国の支援事業の活用や市独自の事業により支援を行います。

施策1-2 高次都市機能の誘導に向けた基盤整備

既成市街地である都市機能誘導エリア内において、高次都市機能を誘導する受け皿として必要となる都市基盤の整備・再生を行います。

指 標	基準値 H27年(2015年)	目標値 H52年(2040年)
誘導施設の立地数	33施設	基準値以上

※都市機能誘導エリア内における誘導施設数を集計

基本方針2. 誰もが利用しやすい、公共交通を主体とした持続可能なネットワークの確保

公共
交通

施策2-1 マイカーに頼り過ぎない交通まちづくりの推進

公共交通の速達性・定時性を図り、利便性を高めることで、公共交通の優先性を確保します。

施策2-2 利用しやすい公共交通環境の整備

鉄道、路線バス、タクシーなど既存の資源を有効に活用しながら、利用者の視点に立ち、誰もが安心して快適に公共交通機関を利用できる環境を整え、輸送サービスの利便性の向上を図ります。

施策2-3 豊かな暮らしと交流のまちづくりに寄与する公共交通網の構築

都市核、地域拠点、生活拠点など、それぞれの間の移動や交流を支えるため、市民、事業者、行政の適切な役割分担のもと、持続可能な公共交通網を構築します。

指 標	基準値 H27年(2015年)	目標値 H52年(2040年)
鉄道利用者数	540万人/年	549万人/年
路線バス利用者数	233万人/年	260万人/年

※鉄道利用者数は山口県統計年鑑、路線バス利用者数は事業者の集計値

施策 3-1 人口集積が可能となる居住環境の整備

基幹ネットワーク沿線居住エリア内において、人口の集積が可能となる居住環境の形成や、安全・安心に暮らすことができる居住環境の形成に資する事業を実施します。

施策 3-2 基幹ネットワーク沿線居住エリア内での宅地供給・住宅取得の促進

民間事業者が実施する基幹ネットワーク沿線居住エリア内での宅地供給や、住宅取得の促進を図る取組を行います。

施策 3-3 郊外部への都市機能の拡散及び市街化の抑制

広域からの利用が見込まれる高次都市機能の郊外立地や、自然環境と共生した土地利用を図るエリアでの市街化を抑制し、地域特性に応じた居住環境を守る取組を行います。

指 標	基準値 H27年(2015年)	目標値 H52年(2040年)
基幹ネットワーク沿線居住エリアの人口密度	37.3人/ha	40.0人/ha

※H27 国勢調査小地域別人口から集計した基幹ネットワーク沿線居住エリア人口/エリア面積

3つの指標をそれぞれ達成することで様々な相乗効果が期待されます。

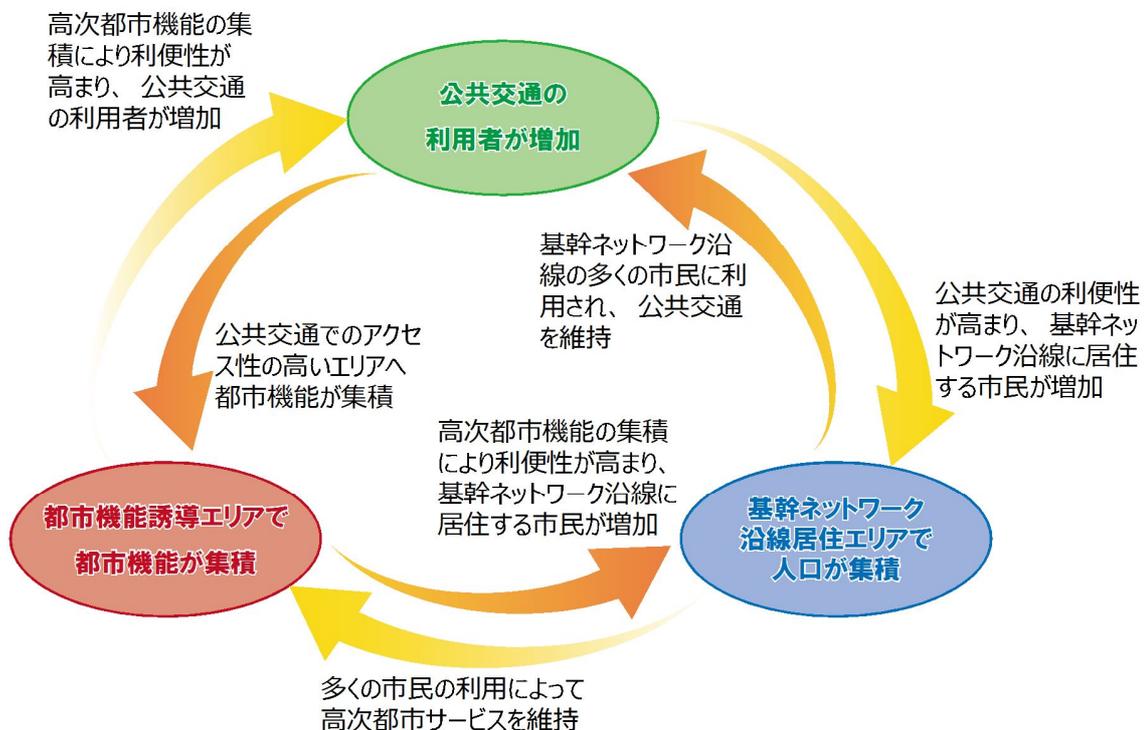


図 3つの指標達成により期待される相乗効果

【発行】 山口市都市整備部都市計画課
 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
 TEL : 083-934-2831 FAX : 083-934-2654
 E-mail : toshi@city.yamaguchi.lg.jp